

# 国内手配旅行 旅行条件書のご案内

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書です。お客様との旅行契約が成立した場合、旅行業法第12条の5によりお客様にお渡しする契約書面の一部になります。

## 1.手配旅行契約

- (1) この旅行は、熊本電気鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が手配する旅行であり、当社に旅行の手配をお申込みになるお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう手配をすることを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。
- (4) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)の他、所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を申し受けます。
- (5) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。したがって、満席、運休、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときは、当社所定の取扱料金をお支払いいただきます。
- (6) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下、「提携会社」といいます。)のカード会員であるお客様より、提携会社のカードにより所定の伝票への署名なくして、旅行代金等のお支払いを受けることを内容とする旅行契約(以下、「通信契約」といいます。)を締結いたします。

## 2.申込金と契約の成立

- (1) 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかるわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
- (3) 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理した時に成立します。なお、通信契約は「クレジットカード利用規約」の規定により、クレジットカード決済が完了した時点で契約が成立するものとします。
- (4) 申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (5) 当社は、旅行契約成立後すみやかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面を電子メール等の方法によりお渡しします。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、上記の契約書面をお渡ししないことがあります。

## 3.お申込み条件

- (1) お申込時点で20歳未満の方は、親権者の同意書の提出が必要です。
- (2) 現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨

をお申込時にお申し出下さい。旅行の安全かつ円滑な実施の為、同伴者の同行を条件としたり、場合によってはお申込をお断りさせて頂くこともあります。

- (3) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (4) その他当社の業務上の都合によりお申し込みをお断りすることがあります。

## 4.旅行業務取扱料金

- ・ご旅行の予約手配、宿泊券類の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

取扱料金	内容		料金
	運送機関と宿泊機関との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	
	個人(上記以外の場合)	1件につき 1,000円	
	宿泊券のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の20%
	個人(上記以外の場合)	1件につき 1,000円	
	運送機関のみの場合	1件につき 1,000円	

## 5.取消・変更について

- ・お客様の都合により変更または取消のお申し出があったときは宿泊・運輸機関の定める取消料のほかに当社は旅行業務取扱料金に加えて取消・変更に係る取扱料金として次の料金を申し受けます。

変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が重複した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%以内
		個人(上記以外の場合)	
	運送機関の予約・手配の変更	1件につき 1,000円	
	宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)	1件につき 1,000円	
	運送機関と宿泊機関等との手配が重複した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の15%
	個人(上記以外の場合)	1件につき 1,000円	
取消手続	運送機関の手配の取消し(未使用乗船券の精算手続がある場合はそれを含む。)	1件につき 1,000円	

	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。)	1 件につき 1,000 円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1 件につき 500 円

(注)

- 1 団体手配旅行とは、複数の代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関・宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金・取消手続料金を申し受けます。
- 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 4 上記料金は税別料金となります。

## 6.旅行契約の解除

### (1)お客様による任意解除

お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- a.お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用。
- b.当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金。

### (2)お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

- a.お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- b.通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなつたとき。
- c.お客様が3の(2)～(4)のいずれかに該当することが判明したとき。

a, b, c に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、お客様はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び、当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### (3)当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となつたときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻しいたします。

(4) お客様が本項(1)の規定により旅行契約を解除したときは、当社は、お客様より収受した旅行代金からお客様の負担となる費用等を控除した残金をお客様に払い戻します。この場合、払い戻しに要する費用はお客様の負担とさせていただきます

(5) 通信契約にて旅行契約を締結した場合であって、旅行契約の解除等により当社がお客様に払い戻すべき旅行代金等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより旅行代金等をお客様に払い戻します。またお客様に取消料・違約料などをお支払いいただくときは、当社はお客様が契約解除

の申し出をされたときに、提携会社のカードにより所定の伝票への署名無くして、取消料・違約料などのお支払いを受けます。これらの場合、当社が払戻債務を履行すべき日は、当社がお客様に払い戻すべき額を電子メール等の電子承諾通知やお電話等によりお客様に通知した日とします。

## 7.ホテルの変更・取消に関するご注意

- (1) 各ホテル、時期により変更・取消手続料が異なります。ご予約内容の確認時にご案内する「変更・取消手続料」が適用となりますので、必ずご確認ください。
- (2) お取消のご連絡のないまま宿泊日を過ぎた場合、全泊分の取消手続料がかかります。
- (3) 運送機関の運休、遅延等でご宿泊ができない場合も、原則として取消手続料の対象となります。
- (4) 上記変更・取消手續料は、当社が手続きを受理した日時を基準といたします。当社に取消のご連絡をいたぐ際に、営業時間外であった場合には、翌日以降手続きが可能となった日時を基準といたします。

## 8.免責事項

- ・当宿泊プランは手配旅行です。募集型企画旅行約款及び受注型企画旅行約款で定めるところの「旅程管理責任」「旅程保証責任」「特別保証責任」は負いません。
- ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

## 9.お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、手配旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- (4)お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合(帰路便を放棄された場合)は、航空会社から片道普通航空運賃、又は当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

## 10.個人情報の取扱について

- (1)熊本電気鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)当社は、ご提供いただいた個人情報について、a.お客様との間の連絡のため、b.旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、c.旅行に関する諸手続きのため、d.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のため、e.当社のキャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、f.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、g.アンケートのお願いのため、h.特典サービス提供のため、i.統計資料作成のために、利用させていただきます。

上記 b.c.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を輸送・宿泊機関に(書類または電子

データにより)、提供することがあります。

(2)当社及び当社グループ各社はお客様からご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、当社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します。

(3)当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。

(4)お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。

## 11.その他

(1)当社では、お客様のご都合による取消しの場合及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。この場合、金融機関のお客様の口座への振込をさせていただきます。

(2)その他の事項につきましては当社「旅行業約款(手配旅行契約の部)」によります。

(3)この旅行条件は 2019 年 6 月 26 日を基準としています。

観光庁長官登録旅行業第 2042 号

旅行企画・実施:



**熊本電鉄**

T 860-0862

熊本市中央区黒髪 3 丁目 7 番 29 号

なお、特別な配慮を必要とするお客様は、熊本電鉄貸切課(TEL: 096-345-1111、FAX096-345-2827)に、ご予約時にお申し出、またはご相談ください。当社は、可能な限りこれに応じます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う熊本電鉄貸切課での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、当所の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。